

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年6月まで

申立期間の国民年金保険料について納付するよう、書類が送られてきた。当時、義母が入退院を繰り返していた関係で、まとまったお金を手元に用意してあったので、そのお金で支払った。この時の保険料を支払ったことは、カレンダーにもメモ書きしており、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、共に国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人及びその夫共に、数度にわたる厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に実施しているなど、申立人の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付するよう、書類が送られてきたが、すぐには納付に行くことができず、しばらくしてから納付した。」としているところ、申立人から提出された平成4年3月から同年12月までのカレンダーをみると、同年3月30日及び同年5月9日の欄に国民年金保険料の納付に行かなければならない旨のメモ書きや、同年6月25日の欄に保険料を納付したこと並びに納付月数及び納付金額のメモ書きなどが確認でき、申立内容と一致している上、これらの記載内容に不自然な点も無いことから、申立内容は信憑<sup>びよう</sup>性が高いと考えられる。

さらに、上記カレンダーの平成4年6月25日の欄に記載されている納付月数が申立期間の月数と一致すること、及び納付金額も申立期間に係る国民年金保険料額とほぼ一致することなどを勘案すると、当該メモ書きは、申立期間の保険料納付に係るものであると考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案 910

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から45年8月まで

昭和38年12月に結婚した際、母親が、妻が既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを知り、叔母に相談をして、私の国民年金の加入手続を行った。その後も母親が、役場の出張所に私と妻の保険料を納付してくれていた。母親が、妻の分だけ納めて私の分を納めなかったとは考えられないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和38年12月に結婚式を挙げ、その時から妻が実家に同居するようになったが、その際、母親が、妻が結婚以前から国民年金に加入し、国民年金保険料も納付していることを知った。」としているところ、申立人から提出された結婚披露宴席表の写しから、申立人及びその妻が昭和38年12月\*日に結婚式を挙げたことが確認できる上、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は37年4月に婚姻前の姓により払い出されており、被保険者資格を取得した同年1月以降の保険料については現年度納付されていることから、申立人の供述と符合しているほか、申立期間当時は自営業が多忙であったため、その母親に代わりに納付してもらっていたとする申立人及びその妻の供述も具体的で不自然な点も無いことから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が、申立期間当時居住していた地区を管轄する出張所に出向いて納付していたとしているところ、調査の結果、申立期間当時、当該地区においては、保険料は出張所に出向いて納付することとされていたことが確認できる上、申立人の叔母も、申立人が結婚した際、申立人の母親から申立人の国民年金加入につ

いて相談を受けたことを記憶しているなど、申立内容を裏付ける状況もみられる。

以上の状況に加えて、申立期間について、申立人の妻の保険料は現年度納付されていることなどを勘案すると、申立人の申立期間の保険料のみをあえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

私は昭和33年8月1日から42年4月1日まで、A社C支部で働いた。同支部は当初、同社B支社の管轄であったが、40年4月にD支社が発足し、同支社の管轄となった。ところが、年金記録を見ると申立期間に係る記録が欠落している。継続して働いていたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が発行した退職通知書・退職手当支出承認通知書から判断すると、申立人が、同社B支社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重国民年金 事案 911

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 39 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 39 年 12 月まで

昭和 35 年に、自治会長をしていた父親に勧められたので、国民年金に加入した。加入手続は父親が行い、国民年金保険料は市の職員が自宅に集金に来ていた。40 年に結婚したことを契機として保険料を納付していないことは認識しているが、それまでは国民年金に加入し、保険料も納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとするその両親も他界しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人には、昭和 36 年 3 月と 46 年 1 月にそれぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されている（いずれの記号番号も基礎年金番号に統合済み）が、36 年 3 月に払い出された記号番号に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び A 市の国民年金被保険者名簿の記録から、同年 4 月の国民年金保険料が同年 6 月に納付されていること、同年 5 月から 37 年 3 月までは未納であること、及び同年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該記号番号により申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

さらに、昭和 46 年 1 月に払い出された国民年金手帳記号番号についても、申立人は婚姻しており、その夫は厚生年金保険に加入していることから、国民年金には任意加入となり、加入手続を行った時点から遡及<sup>そきゅう</sup>して国民年金に加入することはできないところ、申立人が所持している当該記号番号に係る国民年金手帳をみると、同年 1 月 21 日に任意加入により被保険者資格を取得している旨記載されており、申立期間を含む 45 年 12 月以前の期間については、未加

入期間となっている。

加えて、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付について、申立人の母親が申立人と同時に国民年金に加入し、保険料も一緒に納付していたとしているが、申立人の母親の納付状況をみると、昭和36年4月以降、60歳に到達する46年\*月まで保険料はすべて納付済みとなっているものの、申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、申立人婚姻後の42年9月に払い出されたものである上、36年3月に払い出された申立人の記号番号の前後を含めて調査しても、申立人の母親に別の記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立人の母親は、42年9月に国民年金の加入手続を行うまでは国民年金に加入しておらず、加入手続後、36年4月まで遡<sup>そきゅう</sup>及して保険料を納付したものと考えられ、母親と一緒に加入し、保険料を納付していたとする申立人の供述に不合理な点がみられるほか、申立人は、申立期間に係る国民年金被保険者資格の喪失手続を行った記憶も無いとしている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から53年12月まで

昭和53年の末に結婚を契機としてA町へ転居したが、その際、町役場の職員から、「20歳から国民年金に入っていることになるので、20歳からの国民年金保険料を納めてください。」と言われた。しばらく考えた上で、お金を工面し、54年3月ごろ、役場で10数万円程度のお金を支払ったことを覚えている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年3月に払い出されており、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、同年3月ごろに10数万円をまとめて納付したとしているため、第3回特例納付に係る申立てであると考えられるが、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び申立人が所持している年金手帳のいずれも、申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日は同年1月1日となっており、申立期間は未加入期間となっていることが確認でき、未加入期間について特例納付をすることはできない上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が納付したとする金額も、申立期間の国民年金保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額と大きく相違している上、A町では、第3回特例納付に係る保険料の収納は行っていなかったとしている。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 三重国民年金 事案 913

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年10月まで

老後は年金収入しか頼りになるものはないと、若い時から考えており、妻も、20歳以降年金を支払わなかったことは無いほど、大切なものであると考えてきた。申立期間当時の状況はほとんど覚えていないが、納付は確実になされていたはずであると確信している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に聴取しても、国民年金の加入手続を行った時期及び保険料の納付方法等の具体的な記憶も無く、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年11月に払い出されており、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び申立人が所持している国民年金手帳共に、国民年金被保険者資格の取得年月日が48年11月16日と記載されていることから、申立人は、加入手続の際に同年11月16日まで遡及して被保険者資格を取得したものとみられ、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1219

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 7 日から 63 年 5 月 6 日まで

私は、経営していたA社（現在は、B社）で社会保険料を納付していた。昭和 51 年 5 月 7 日から 63 年 5 月 6 日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社は、申立人を代表取締役として昭和 60 年 8 月 1 日に設立されていることが確認できる上、オンライン記録によると、同社は、61 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、51 年 5 月 7 日から 60 年 12 月 31 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の役員は連絡先が不明であり、当時の従業員として申立人が記憶している者のうち二人は既に他界しており、ほかの二人については本人を特定することができないため、申立期間当時の状況について供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、国民年金に加入し、申立期間のうち、昭和 51 年 5 月から同年 8 月までは国民年金保険料の納付済期間、同年 9 月から 54 年 3 月までは申請免除期間となっていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間のうち、54 年 6 月 1 日から 61 年 1 月 1 日までは、C社、同年 1 月 1 日から 63 年 5 月 6 日までB社において厚生年金保険被保険者期間となっていることが確認できる。

加えて、申立人はA社と同一所在地において、D社とE社を経営しており、これらの事業所で厚生年金保険の被保険者であった可能性もあると主張して

いることから、それぞれの事業所についてオンライン記録を調査したところ、申立人の被保険者記録は確認できなかった。

その上、C社では、申立人が別途個人で会社を経営していたかは不明としていることから、同社においては、2か所以上の事業所に勤務し報酬を受けている場合に行う届出をしていなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた時、給与は基本給と職能給の合算になっていたのに、入社した昭和 49 年 4 月から 50 年 7 月までは基本給のみの金額になっていると思われる。申立期間の給与は 11 万円以上もらっていたと思うので、当該期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、昭和 49 年 4 月 1 日資格取得、標準報酬月額 7 万 2,000 円、報酬月額 7 万 500 円と記録されていることが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 49 年 4 月 1 日は月額 7 万 2,000 円、同年 8 月 1 日は月額 9 万 2,000 円、50 年 8 月 1 日は月額 14 万 2,000 円と標準報酬月額が記録されていることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に、大学を卒業して入社したと考えられる同僚のうち、生まれが昭和 25 年 4 月 2 日から 27 年 4 月 1 日までの 16 人について調査したところ、いずれも健康保険厚生年金保険被保険者原票における 49 年 4 月 1 日の標準報酬月額は 7 万 2,000 円となっており、申立人と同額であることが確認できる。

加えて、オンライン記録から連絡先の判明した同僚の一人は、申立期間当時の給与支給明細書及び昭和 49 年 8 月 1 日付けの標準報酬月額決定通知書を所持しており、当該同僚に照会したところ、「私の 49 年 4 月の給与は、本給 6 万 3,300 円、職能給 7,200 円、支給額は合計で 7 万 500 円であった。同年 5 月からは本給が 7 万 6,850 円、職能給 1 万 2,650 円に上がり、同年 6 月及

び同年7月も本給、職能給は変わらず、私自身の年金の記録は合っている。また、当該標準報酬月額決定通知書によると、同年8月から標準報酬月額は9万2,000円で、被保険者負担の厚生年金保険料は3,496円である。」との供述があったことから、申立期間について、標準報酬月額及び保険料控除は適正に処理されていたことがうかがえる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1221

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から5年3月1日まで

私は、家業に従事しながら、A社を設立し、平成元年5月ごろから新規に事業を始めた。当時、2事業所から給与を受け、顧問会計士の資料にもそのことが記録されているのに、A社での厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍していたことが、同社の閉鎖登記簿謄本及び同社の複数の社員の供述から認められる。

しかしながら、申立人から提出されたA社の平成元年10月から2年7月までの総勘定元帳には、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料に相当する金額は社会保険料として計上されておらず、同社において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた形跡は確認できない。

また、オンライン記録から、申立人がA社において平成5年1月1日に取得した厚生年金保険被保険者資格を、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年3月1日）の後の同年6月15日付けで、さかのぼって取り消されていることが確認できる。

一方、申立人は、「当時、当社の社会保険関係事務は担当社員や顧問会計士に任せていたので分からない。また、どのような経緯で被保険者資格が取り消されたのか、このことについても覚えが無い。」と供述しているが、申立期間当時、A社において社会保険関係事務に携わっていた担当社員に照会をしたところ、「申立人はA社での給与計算や厚生年金保険の手続等に関与しており、社会保険料の引き去りも含め、社内の関係事務についてはすべて会社の指示に従い行っていた。申立人の厚生年金保険の被保険者資格が訂正

処理されていることについては知らない。」と供述していることから、申立人は同社代表取締役として自らの厚生年金保険被保険者資格の取消しに関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの記録訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者資格に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月21日から26年1月2日まで  
② 昭和26年3月1日から同年5月1日まで  
③ 昭和26年9月1日から27年1月10日まで

年金の手続をしたところ、初めて自分の働いたA事業所での厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かり、驚いた。何度か同事業所と社会保険事務所(当時)に行き、被保険者記録の一部は判明したものの、申立期間の記録は無かった。職種は色々と変わったが、休みなく働いてきたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から、申立人が申立期間にA事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載された資格取得日及び資格喪失日、並びに厚生年金保険記号番号払出簿に記載された資格取得日については、申立人が所持している同事業所所長発行の証明書、同事業所から提出された従業員台帳及び労務者カードに記載された資格取得日及び資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、申立人は、「A事業所で働く際には、担当者の所へ行き、紙に氏名等を記入した後、その場で振り分けされトラックで毎日異なった職場に行っていた。」と供述しているが、オンライン記録により申立期間に同事業所において厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、「トラックに乗って毎日違う所で働いていた場合は、同事業所の直接雇用ではない。その期間の厚生年金保険の記録は無かった。」旨の回答があった。



さらに、申立人は、申立人の姉もA事業所で勤務していたとしているが、同事業所のオンライン記録に該当する記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 4 月に同級生二人とともに洋品店の A 社へ入社し、同年 12 月に退職した。しかし、厚生年金保険は退職した 1 か月の記録のみとなっている。

申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

また、上記同僚のうち、同じ高校を卒業した同僚の一人は、当該事業所において昭和 46 年 7 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、この同僚の供述によると、当該同僚は申立人と別の階で勤務していたとしている上、当該同僚以外の高校、短期大学を卒業した同僚は、3 人全員が申立人と同様に昭和 46 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、A 社において、同年の新卒者は同年 12 月 1 日に被保険者資格を取得していたと考えるのが自然である。

また、A 社は平成 12 年 2 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により判明した元代表取締役等に照会したものの、不明との回答があり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号\*

番（昭和46年3月8日資格取得）から\*番（昭和46年12月1日資格取得）（申立人は\*番（昭和46年12月1日資格取得））までを調査したが、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1224

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで  
ねんきん定期便において、私の A 社における昭和 61 年 11 月分の標準報酬月額がなかった。退職は同年 12 月のため、同年 11 月分の給与は支払われており、保険料控除も行われていた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社における雇用保険の加入記録では、申立人の離職日は昭和 61 年 11 月 30 日であることが確認できる。

しかし、申立人が記憶していた後任者及び当時の同僚に照会したものの、申立人の勤務期間、厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述を得ることができなかった。

また、A 社の元代表取締役等に照会したところ、「当時の資料が残っていない上、税理士事務所に委託していたため不明である。」との回答があったため、当該税理士事務所に照会したところ、「担当税理士は他界している上、当時の資料は残っていないため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 61 年に資格喪失した同僚について、雇用保険の被保険者記録を調査したところ、申立人を含む 4 人中 3 人が厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の被保険者記録は一致しておらず、当時の事業主は、必ずしも雇用保険及び厚生年金保険の手続について、同時に行っていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 21 日から 59 年 1 月 5 日まで  
昭和 58 年 12 月 21 日から A 社に勤務していたのに、同年 12 月分の厚生年金保険料が未納となっている。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、そのうちの二人の同僚の供述から、勤務していた時期等については特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、事業主は既に他界しているため、申立期間当時、同社で経理を担当していた事業主の妻から「当月 21 日以降に入社した社員については、厚生年金保険は翌月からの加入としており、該当者には入社の際にその旨伝えていた。そのため、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料も控除していない。」との回答があった。

また、申立期間当時、A 社において社会保険に関する事務を代行していた B 会計事務所に照会したところ、「20 日までに入社した社員については当月から、21 日以降に入社した社員については翌月から厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていた。」と回答している。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の加入記録によると、昭和 59 年 1 月 5 日資格取得、同年 8 月 18 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無く、社会保険庁（当時）の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1226

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間について、厚生年金保険が未加入となっているが、当時、A社からB社に転職する時であり、休むことなく勤務していたので、どちらかの会社で厚生年金保険の被保険者として保険料を控除されていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録では、申立人のA社における離職日は昭和 57 年 4 月 30 日となっていることが確認できる上、オンライン記録の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年 5 月 1 日となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

また、A社が加入していたC厚生年金基金に照会したところ、「当基金の記録では、申立人の資格喪失日は昭和 57 年 5 月 1 日となっており、当時、基金への届出は、事業主控え、社保提出用、基金提出用の 3 枚複写式を使用していたと思う。」との回答を得た。

さらに、申立人が申立期間におけるA社の同僚であると主張している二人に照会したところ、そのうちの一人は、申立人のことを記憶しているものの、勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

一方、B社は現在、申立人が代表取締役を務めており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「申立期間当時の資料等は、10 年前に処分したので残

っておらず、厚生年金保険被保険者資格取得届や厚生年金保険料の控除について確認できる資料はない。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間におけるB社の同僚であると主張している3人に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しているものの、勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。